解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十九日に東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

東京都大田区池上六丁目三六番一〇号

医療法人社団コザキ内科クリニック

清算人　古崎　晃

解散公告（第三回）

当社団法人は平成二十二年一月二十日開催の理事会の決議並びに平成二十二年三月三十一日の東京都教育委員会の許可により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

東京都中野区江古田二丁目一二番一九号

社団法人旭公民館

代表清算人　橋本　茂男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十日

大阪市北区鶴野町四番一一―一三〇一号

特定非営利活動法人国民生活支援ネットワークいきよう会　清算人　由井　覚

配当公告

群馬県太田市大原町二一七四番地三

破産者　株式会社イシモ

右の者に対する前橋地方裁判所太田支部平成十六年（フ）第二五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四〇、三八五、八〇七円

一、配当することのできる金額

金六、八三八、六八一円

平成二十二年四月二十日

群馬県太田市浜町三―六太田商工会議所会館四階りょうもう法律事務所

破産管財人　弁護士　丸山　幸男

配当公告

富山市上布目一〇八番地

破産者　株式会社荒川組

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八八、七一四、一五六円

一、配当することのできる金額

金二六、六五六、三七七円

平成二十二年四月二十日

富山市本町七番七号沖田ビル三階

破産管財人　高野　由雄

配当公告

愛知県高浜市田戸町二丁目二番地二四

破産者　青木　登

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十一年（フ）第三〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二八七、四九一、六八五円

一、配当することのできる金額

金一三、五一八、一九〇円

平成二十二年四月二十日

愛知県刈谷市若松町二丁目二番地

破産管財人　白濱　重人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市白石区栄通一六丁目七番、最後の住所北海道北広島市東共栄二丁目九番地一〇

被相続人　亡　亀本　照美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十日

札幌市中央区大通東九丁目一番地一九ライフプラザ大通九〇五号

相続財産管理人　宗形　良光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区西中田六丁目四番、最後の住所仙台市太白区西中田六丁目四番五一―一〇二号

被相続人　亡　舞草　幸雄

平成二十二年四月二十日

群馬県太田市浜町三―六太田商工会議所会館四階りょうもう法律事務所

破産管財人　弁護士　丸山　幸男

配当公告

富山市上布目一〇八番地

破産者　株式会社荒川組

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八八、七一四、一五六円

一、配当することのできる金額

金二六、六五六、三七七円

平成二十二年四月二十日

富山市本町七番七号沖田ビル三階

破産管財人　高野　由雄

配当公告

愛知県高浜市田戸町二丁目二番地二四

破産者　青木　登

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十一年（フ）第三〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二八七、四九一、六八五円

一、配当することのできる金額

金一三、五一八、一九〇円

平成二十二年四月二十日

愛知県刈谷市若松町二丁目二番地

破産管財人　白濱　重人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市白石区栄通一六丁目七番、最後の住所北海道北広島市東共栄二丁目九番地一〇

被相続人　亡　亀本　照美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十日

札幌市中央区大通東九丁目一番地一九ライフプラザ大通九〇五号

相続財産管理人　宗形　良光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区西中田六丁目四番、最後の住所仙台市太白区西中田六丁目四番五一―一〇二号

被相続人　亡　舞草　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十日

仙台市青葉区上杉三丁目九番一八号ブランシェ・上杉二〇一

相続財産管理人　髙田　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区根洗町三四九番地二、最後の住所静岡県浜松市中区鴨江三丁目四四番三四号　被相続人　亡　橋本　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十日

静岡県浜松市中区鴨江三丁目七番一二号

相続財産管理人　弁護士　原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市内野一〇三一番地一、最後の住所静岡県富士宮市内野一〇三一番地の一　被相続人　亡　伊藤　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号

相続財産管理人　弁護士　石野　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区初生町三八〇番地一、最後の住所静岡県伊豆の国市南條一四二一番地の二八七　被相続人　亡　本橋　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十日

事務所静岡県沼津市市場町一二―七のぞみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　正治

第１期決算公告

平成22年4月20日

東京都調布市小島町二丁目33番地2

アフラック・ハートフル・サービス株式会社

代表取締役　綾部　眞琴

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,506
	資産合計	16,506
負純資債及産のび部	流動負債	8,255
	負債合計	8,255
	株主資本	8,251
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,749
	その他利益剰余金	△1,749
	（うち当期純損失）	(1,749)
	純資産合計	8,251
	負債・純資産合計	16,506

第10期決算公告　平成22年4月20日

東京都千代田区大手町二丁目7番1号

ケー・アンド・アイ特殊管販売株式会社

代表取締役社長　小谷　孝博

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,365,434
	固定資産	28,333
	合計	1,393,767
負純資債及産のび部	流動負債	530,311
	固定負債	642
	退職給付引当金	642
	株主資本	862,813
	資本金	50,000
	利益剰余金	812,813
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	790,313
	（うち当期純利益）	(418,403)
	合計	1,393,767

第７期決算公告

平成22年4月20日

東京都千代田区神田神保町1丁目11番地さくら綜合事務所内

マスター・セキュリタイゼーション・アセット・コーポレーション株式会社

代表取締役　安藤　隆夫

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,047
	合計	24,047
負純資債及産のび部	流動負債	180
	株主資本	23,867
	資本金	28,500
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△19,632
	その他利益剰余金	△19,632
	（うち当期純損失）	(2,013)
	合計	24,047